

第27回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年9月29日(木)午後2時00分から午後3時17分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(22名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について

第2号 農地所有適格法人報告書の受理について

第3号 農地法第5条の規定による許可について

第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

第5号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

- 第2号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第3号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について
- 第4号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第5号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について
- 第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第8号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第10号 現況証明について

協議

- 第1号 幕別町農業委員会委員定数の見直しについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
農地振興係長	菅原美栄子
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主査	高坂 花織

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第27回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。 議事録署名委員に7番田村委員、8番高野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、15番高橋委員、16番多田委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告申し上げます。
議長	次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。 事務局から報告をいたします。
事務局長	報告第1号、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので報告いたします。異動の内容及びつきましては、令和4年9月1日付けの人事異動であります。 農業委員会農地振興係の石塚瑤人が、建設部都市計画課住宅係へ異動となりました。後任といたしまして、農業委員会農地振興係に、住民生活部住民課国保医療係の稲垣昂太が配属となっております。 以上、報告とさせていただきます。

議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第2号の説明をいたします。
事務局	報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、 ほか、計7法人から提出がありましたので報告いたします。 書類等完備されておりましたので、受理いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。 事務局から報告第3号1番、2番の説明をいたします。
事務局	報告第3号、農地法第5条の規定による許可について、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。 案件は、議案書2ページの令和4年8月29日第26回総会で審議された2件でございます。 内容につきましては記載のとおりでございます。 なお、記載のとおり条件を付し、令和4年9月22日付けで許可をしております。 以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
議長	次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題

事務局	といたします。 事務局から報告第4号1番について、説明を申し上げます。 報告第4号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整結果を報告します。 案件は、議案書3ページの今月16日に町公社が利用調整を行った1件であります。 内容につきましては記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。
議長	次に、報告第5号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第5号1番について、説明をいたします。
事務局	報告第5号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。 案件は、議案書4ページの1件でございます。 今月20日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第5号を終わります。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番、2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第1号1番、2番について、議案書をもとに朗読】 1番及び2番の案件は、返還のため解約するものです。 農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の

	解約が成立しているものと考えております。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第1号1番、2番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番、2番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。 議案第2号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて審議を求めます。 【議案第2号1番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について」を議題といたします。

	議案第3号1番から4番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。
	【議案第3号1番から4番について、議案書をもとに朗読】
	以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第3号1番から4番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番から4番は、「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。
	議案第4号1番から3番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。
	【議案第4号1番から3番について、議案書をもとに朗読】
	1番の案件は、幕別町農業振興地域整備計画の変更、2番から3番の案件は、農家住宅建設等を目的に農用地区域から除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、すべて要件を満たしていると考えております。
	以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第4号1番から3番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。

	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第４号１番から３番は、「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。
議長	次に、議案第５号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について」を議題といたします。 議案第５号１番から４番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第５号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。 【議案第５号１番について、議案書をもとに朗読】 なお、本件の配置図につきましては、裏面１２ページに掲載しております。 【議案第５号２番から４番について、議案書をもとに朗読】 なお、４番の現況についてであります。本来であれば利用状況同様、宅地としてお示しするところであります。しかし、現況証明願が９月２８日に提出されておりますことを受け、来月の総会案件となることを踏まえ、本日の総会では、現在の農地台帳に登録しております畑のままお示ししておりますことを申し添えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第５号１番から４番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第５号１番から４番は、「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。
議長	次に、議案第６号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 なお、議案第６号１番、２番につきましては棚委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(1 番 棚委員退席)

議長

それでは、議案第 6 号 1 番、2 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

賃借権。

【議案第 6 号 1 番、2 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 1 ページのとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番

2 番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は棚委員であります。が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 6 号 1 番、2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 6 号 1 番、2 番は原案のとおり決定いたしました。

(1 番 棚委員着席)

議長

次に、議案第 6 号 3 番から 24 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 6 号 3 番から 24 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 2 ページから 12 ページのとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1 番

1 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上、説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 6 号 3 番から 24 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 6 号 3 番から 24 番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第 6 号 25 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 6 号 25 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 13 ページ上段のとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番

3 番説明いたします。この案件は、今年 6 月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 6 号 25 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 6 号 25 番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号26番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号26番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、今年6月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号26番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号27番から29番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第6号27番から29番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書14ページから15ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。これらの案件は、令和元年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号27番から29番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号27番から29番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 なお、議案第7号1番につきましては、松本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。 (22番 松本委員退席)
議長	それでは、議案第7号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 賃借権。 【議案第7号1番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11番	11番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は松本委員であります但、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。本件は、今月20日に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。 なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号1番は原案のとおり決定いたしました。

(22番 松本委員着席)

議長 次の議案第7号2番につきましては、帰山委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(11番 帰山委員退席)

議長 それでは、議案第7号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は帰山委員であります。が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。本件は、今月20日に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号2番は原案のとおり決定いたしました。

(11番 帰山委員着席)

議長 次に、議案第7号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第7号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。これらの案件は、今月20日に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第7号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明いたします。この案件は、今月20日に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議長	議案第7号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】 異議なしとします。よって、議案第7号5番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第8号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。
	【議案第8号1番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、格納庫建設等を目的とする転用であります。 なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。 なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。この案件は、今月20日に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。 なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第8号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第8号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と

いたします。

議案第9号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第9号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅建設等を目的とする転用であります。

農地区分は第1種農地であります。第1種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。この案件は、今月20日に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第9号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第9号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第9号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第9号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、資材等置場造成を目的とする転用であります。

なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表3ページから4ページに記載されているとおりでございます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番 6 番説明いたします。この案件は、今月20日に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
 なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
 議案第9号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第9号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第9号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第9号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、倉庫建設等を目的とする転用であります。
 なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。
 なお、立地基準、一般基準の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表5ページから6ページに記載されているとおりでございます。
 以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明します。この案件は、今月20日に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
 なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
 議案第9号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第9号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第10号「現況証明について」を議題といたします。 議案第10号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第10号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第10号1番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月20日に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第10号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第10号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第10号2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第10号2番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
4番	4番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月20日に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第10号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第10号2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第10号3番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第10号3番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14番	14番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月20日に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第10号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第10号3番は原案のとおり決定いたしました。 ここで暫時休憩いたします。
議長	休憩を解き、会議を再開いたします。 次に、協議第1号「幕別町農業委員会委員定数の見直しについて」を事務局より説明をいたします。
事務局長	協議第1号、幕別町農業委員会委員定数の見直しについて、幕別町農業委員会委員定数について、次のとおり協議を求めます。 別添にあります「協議第1号 別紙」をご覧ください。 【提案理由を朗読】 次に、三役会議提案内容についてであります。

【三役会議提案内容を朗読】

次の【提案内容】に入る前に、補足説明をさせていただきます。

別添の「協議第1号 参考資料1 農業委員定数見直しに係る農政部会検討結果報告」をご覧ください。

先ほどもご説明いたしました、三役会議では、当該報告書における方向性については妥当であるものと判断し、本日、これを基に協議案を提案しているところであります。

12ページをお開きください。農政部会から三役会議に報告のありました、今後の方向性についてであります。

はじめに、「1 会長の地区担当について」であります。

本農業委員会では従来、会長は中立的な立場にあるべきものとして、地区担当を持たないものとしていました。

しかし、十勝管内では、会長が地区担当を持つ農業委員会は10町村となっており、特に本町と類似する音更町についても、会長が地区担当を持っています。

ついで、会長選出は互選であるため、選出された会長が担当地区を持たないことは、推薦した地区の意図・期待に反する。さらに会長担当地区の隣接委員が、会長を支援するという仕組みを構築できれば、会長は地区担当を持つことができる。また、職務代理者も会長の負担軽減に協力できるという意見を踏まえ協議・検討した結果、今後、会長が地区担当を持つことは是とするというものであります。

次に、「2 幕別市街地の地区担当の再編について」であります。

当該地区内には対象農家がないこと、地区における推薦団体が存在しないこと、農地の権利移動等の案件に伴う活動・実績が非常に少ないこと、札内市街地及び忠類市街地は、隣接地区と担当を兼務していることに鑑み、幕別市街地についても隣接地区との再編が妥当であるというものであります。

次に、「3 幕別市街地を除く地区割の現状維持について」であります。

ここ数年で、後継者不在による離農者が増加する見込みであり、その際には、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく農地の権利移動が多くなり、地区担当委員の業務負担量は、非常に大きく、多くなることが予測されます。

また、農地利用最適化推進交付金事業に伴う改正等により、今年度より活動・業務の負担が増加しているところであります。

よって、幕別市街地については、前述のとおり隣接地区と兼務させることが望ましいが、その他の17地区については、現状を維持するものとし、かつ、4つの農協エリアに係る担当委員も同様に維持することが妥当であるというものです。

13ページになります。次に、「4 女性農業委員の登用について」であります。

本町における女性農業委員数は、地区からの団体推薦が1人並びに個人推薦が1人の計2人となっています。女性委員2人については、今後も減らすことのないよう考えるべきであり、また、「農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組について」(農林水産省経営局農地政策課長通知 令和4年1月21日3経営第2496号)等で国から示されている努力義務である登用の件についても対応していくべきである。

ついで、女性が農業委員になることへの理解の促進や女性農業者等で構成される組織に対して、応募・推薦を働きかけるとともに、中立委員としての業務活動や、農業者年金担当委員、地元産の消費を促す食農食育担当委員、現地調査の輪番などの任を負うなど、新たな業務・活動の仕組みについても熟慮す

べきであるというものであります。

皆様には、これらの方向性を踏まえていただき、再び、「協議第1号 別紙」の1ページにお戻りいただきたいと思います。

下段にあります【提案内容】でございます。

【提案内容を朗読】

ここで、ご協議をいただくためにご用意した資料等をご説明いたします。

「別紙」の2ページをお開きください。【参考】であります。

①は、本町の農業委員定数の経過であります。平成20年の幕別と忠類両農業委員会の統合直前から、現在までの経過でございます。

②及び③は、農業委員会法等に規定されております農業委員の定数の上限基準であります。幕別町の場合は、上限は27人となっております。

3ページになりますが、④は定数見直しに係る検討のスケジュール、⑤は前回の委員募集のスケジュールであります。

本日の総会ですが、検討内容結果の報告、方向性の協議及び決定をしていただくものであります。

また、協議結果につきましては、後日、担当部局である農林課に、そして町長に報告をするものであります。

さらに、見直しをする場合、農業委員会と町長部局の定数条例の改正に向けた調整、準備を経て、12月開催予定の町議会定例会に定数条例改正議案が上程されることになります。

4ページをお開きください。こちら参考資料でご用意したものであります。

2020農林業センサスに基づきます市町村別の農業委員1人当りの耕地面積、農家戸数、農業従事者数の一覧表であります。また、各々の項目における委員1人当りの管内順位について、さらに右端に総合順位をお示ししております。

なお、委員1人当りに係る3項目の合計において、幕別町は6番目に多い市町村となっております。

5ページをご覧ください。平成29年4月から令和4年4月までの町内の農家戸数の推移をグラフで表したものであります。

農家戸数は、毎年2月、3月に委員の皆様にご確認いただいております農家台帳の戸数で算出しており、左側の表は、幕別町全体と地域別の戸数の推移、右側の表は幕別、札内、忠類の3地区ごとで、地区担当委員数で割った委員1人当りの戸数の推移をお示ししております。

なお、農家戸数につきましては、5年前と比較しますと、幕別地域は10戸の減、札内地域は22戸の減、忠類地域は9戸の減、町全体では41戸の減となっており、1年当りの平均減少戸数は8戸となっております。

また、委員1人当り戸数につきましては、5年前と比較しますと、幕別地域は1.1戸の減、札内地域は5.5戸の減、忠類地域は1.8戸の減、町全体では2.3戸の減となっており、1年当りの平均減少戸数は0.5戸となっております。

次に、別添の「参考資料1」をご覧ください。令和4年7月27日開催の三役会議に提出された、農政部会による検討結果の報告書であります。内容ですが、4つの項目に大別しております。

1ページをご覧ください。1つ目の項目、「I 協議経過について」であります。

ここでは第23期農業委員における協議を踏まえ、2ページをお開きいただき、改めて、皆様方であり第24期農業委員において協議を行った経過、結果について、7ページに至るまで記載しております。

内容につきましては、概要であります。三役会議提案内容で触れたところ
であります。

8ページをお開きください。2つ目の項目、「Ⅱ 農業経営基盤強化促進法等
の一部改正等に伴う影響について」であります。

「1 地域農業経営基盤強化促進計画（人・農地プラン）の策定」、同じく「2
農地利用最適化交付金事業制度の見直し」、また、「3 女性農業委員の登用」
といった、国などからの外的要因に伴う影響について記載しております。

人・農地プランについては、来年度から2年間において、農業委員会が中心
となり、目標地図の素案づくりをしていかなければならないこと、また、以前
の総会時にお話をさせていただいたように、農地利用最適化交付金事業制度に
ついては、交付金の算定方式が改正され、委員の活動・成果払いの比率が大幅
に引き上がったことなどを鑑みると、今後における各委員の活動日数は増える
ものと想定されます。

また、第5次男女共同参画基本計画等において、国から各農業委員会に対し
て、女性農業委員の登用割合を引き上げるよう、具体的な数字をもって示され
ているところであります。

10ページをお開きください。3つ目の項目、「Ⅲ 本町における農業委員のあ
り方・課題等について」であります。11ページまでの2ページにわたり、現状
と課題等について、農政部会において、地区別意見交換会などを踏まえながら
協議を重ね、現在考えられるものを、①の「幕別市街地の地区担当について」
から⑦の「農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴う委員の業務負担の増加」
までを記載しております。

12ページをお開きください。4つ目の項目、「Ⅳ 今後の方向性について」で
あります。

先ほど、【提案内容】をご説明する際に触れさせていただきましたが、内的か
つ外的要因等を踏まえ、幕別地区における課題等に鑑み、農政部会では、1か
ら4までの方向性を導き出したところであります。

また、参考資料となりますが、13ページの後ろに①から③の資料を添付して
おります。

参考資料①は、「第23期・第24期農業委員の担当地区面積・戸数比較表」であ
ります。幕別地区ほか2地区に伴う耕地面積と戸数について、合計及び農業委
員1人当りの換算値を記載しています。農業委員1人当りの戸数割については、
いずれの地区も小幅な現象が見られます。

次のページ、参考資料②は、平成25年度から令和3年度までの総会・研修を
除く、農業委員出役状況をお示ししております。

次のページ、参考資料③は、本農業委員会が管内の各市町村に照会をし、調
査いたしました、女性農業委員が在籍する管内市町村の一覧表となっております。

十勝管内において女性委員が在籍する市町村は、19市町村中11市町村であり
ます。

なお、女性農業委員数であります。豊頃町が3人で一番多く、本町と帯広
市が2人、残る8町村は1人となっています。

以上、提案理由の説明、資料の内容についての説明とさせていただきます。

議長

事務局から、詳細にわたって定数について説明をいたしました。

農政部会におかれましては、1年間協議をしていただき本日に至ったことに、
改めてお礼を申し上げたいと思います。

ご苦勞様でした。

ただ今、事務局から説明を申し上げました。この中で協議いたしますので、皆様のご忌憚のない意見を伺いながら決定をしていきたいと思いをします。

よろしくお願いいたします。

委員の皆様から何かございますか。

(発言なし)

議長

何かございませんか。

なければ、「協議第1号 別紙」の1ページ目、下段にあります「【提案内容】農政部会からの報告を踏まえ、次のとおり提案する。」という1番から5番の項目を踏まえて、定数については6番目の「農業委員の定数は、1人減の23人として見直す。」と表記されていますが、この件について、1人減という提案でよろしいですか。

【全員異議なし】

議長

それでは、定数については、1人減の23名とすることで決定いたします。

また、1番から5番についての内容についても決定し、今後、何か支障が生じた場合は検討するという事でよろしいですか。

【全員異議なし】

議長

質疑なしとします。

改めてですが、協議第1号につきましては、先ほど決定したとおり、農業委員定数を見直すことに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

協議第1号につきましては、協議いただいた内容のとおり、農業委員会委員定数を見直すことで決定とさせていただきます。

また、協議結果につきましては、町に報告するものといたします。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第27回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。